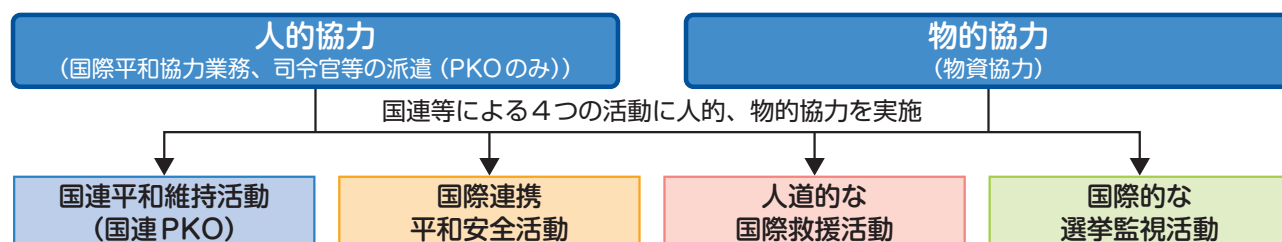


はじめに

我が国は、国際平和のため、より積極的な役割を果たしていくことが必要と考え、1992年6月、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（国際平和協力法）を制定しました。以来、国際連合（国連）を中心とした国際平和のための努力に対して、数々の人的、物的協力をを行っています。

この法律は、我が国の国際平和協力として「国連平和維持活動への協力」、「国際連携平和安全活動への協力」、「人道的な国際救援活動への協力」及び「国際的な選挙監視活動への協力」の4つの柱を掲げるとともに、いわゆる参加5原則に従って活動すべきことを定めています。

国際平和協力法のイメージ



参加5原則

※国際連携平和安全活動についても、以下の参加5原則と同様の原則を満たすことが実施の前提となります。

- ① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。
- ② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- ③ 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
- ④ 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた

場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。

- ⑤ 武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能。

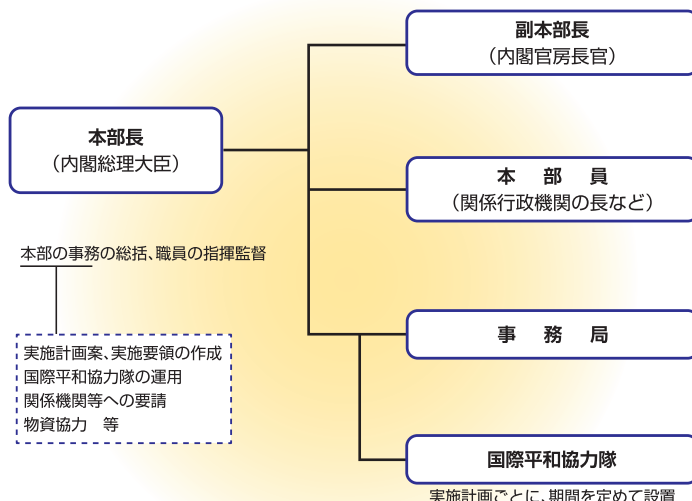
国際平和協力本部及び国際平和協力隊員

国際平和協力本部

国際平和協力本部は、国際平和協力業務や物資協力の実施に関わる事務をつかさどる組織として内閣府の特別の機関として置かれています。本部長は内閣総理大臣で、その下に副本部長（内閣官房長官）と、関係行政機関の長などから構成される本部員がいます。

国際平和協力隊員

国際平和協力隊の隊員は、志望者のうちから選考されるか、関係行政機関から派遣されます。隊員は、国際平和協力本部が実施する研修を受けた後、国際平和協力業務を実施します。



国連平和維持活動(国連PKO)

国連平和維持活動は、世界各地における紛争の解決のために国連が行う活動です。その業務は、各国部隊からなる平和維持隊による停戦監視・兵力引き離し、原則として非武装の軍人からなる停戦監視団による停戦監視といったものが伝統的ですが、文民警察活動や、復興・開発、組織・制度構築を含む行政的支援活動も行われることが多くなっています。

道路整備を行う我が国施設部隊(2016年/南スーダン)▶



国際連携平和安全活動

近年の国際的な平和協力活動は、国連平和維持活動以外の枠組みによっても実施されるようになってきています。国際連携平和安全活動は、こうした枠組みにおいて、国連決議や国際機関、国連の支持を受けた受入れ国等の要請等がある場合に、国連平和維持活動と同様の活動を行うものです(2015年の改正により追加)。

日本の財政支援で改修したシャルム・エル・シェイク空港内の多国籍部隊・監視団(MFO)専用ターミナルにて記念撮影する我が国隊員(2023年/シナイ半島)▶



人道的な国際救援活動

人道的な国際救援活動は、紛争により発生した被災民(難民など)の救援や、紛争によって生じた被害の復旧のために、国連平和維持活動や、国際連携平和安全活動以外の形態で行われる活動です。

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)などの種々の機関が活動を行っています。

難民キャンプに設営された、我が国が譲渡したテント(2014年/イラク)▶



国際的な選挙監視活動

国際的な選挙監視活動は、紛争により混乱を生じた地域において、民主的な手段によって統治組織を設立するための選挙や投票が公正に執行されるよう、国連平和維持活動や、国際連携平和安全活動以外の形態で行われる選挙監視の活動です。

国連のほか、米州機構(OAS)や欧州安全保障・協力機構(OSCE)をはじめとする地域的機関などが活動を行っています。

住民投票監視を行う我が国隊員(2011年/スーダン)▶

